

「国有財産情報公開サブシステムにおける設計・開発・運用等業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案		
1	調達仕様書(案)	18	4.14.1	4.14.1 成果物名 設計・開発及び移行業務並びにハードウェア等機器に係る業務に係る成果物一覧	-	円滑なプロジェクト運営、ならびに認識の齟齬による後戻りを回避するため、定例報告資料の他、定例報告終了後、議事録の提示が必要になると思料いたします。	○ ご指摘いただきました 4.14.1 成果物名 に議事録を追記します。
2	調達仕様書(案)	28	5.3	5.3 作業場所 機密性の高い情報を取り扱う場合や、府省内のシステム運用サブシステムを使用して作業する場合等が想定されることから、作業場所を標的とした攻撃等に備え、十分なセキュリティ対策を取るとともに、作業場所を受託事業者の施設とする場合には、上記対策に加え情報提供を行うこと。	-	「十分なセキュリティ対策を取るとともに、作業場所を受託事業者の施設とする場合には、上記対策に加え情報提供を行うこと」と記載されておりますが、受託事業者の施設で開発作業を行う場合において、他のプロジェクトメンバーが入退出できないような物理的な対策を講じる必要はありますでしょうか。実施対策のレベルによって見積金額が変動するため、必要な対策につき記載いただけないでしょうか。 記載例:「セキュリティを確保し、適正な管理の下で効率的なプロジェクトを実施するため、プロジェクト専用ルームを確保するなど、本プロジェクトと物理的セキュリティ境界を設けること。また、やむを得ず上記以外の場所にてプロジェクトを実施する必要がある場合には、事前に協議し、了承を得ること。」	○ ご指摘を踏まえ、以下のように追記します。 【修正後】 機密性の高い情報を取り扱う場合等が想定されることから、作業場所を標的とした攻撃等に備え、十分なセキュリティ対策を取るとともに、作業場所を受託事業者の施設とする場合には、上記対策に加え情報提供を行うこと。なお、受託事業者の施設内作業場所は、プロジェクト専用ルームを確保するなど物理的なセキュリティ境界を設けることが望ましい。
3	調達仕様書(案)	38	8.3.5	8.3.5 能力成熟度モデル統合(CMMI)に関する事項 組織がプロセスをより適切に管理できるようになることを目的として遵守すべき指針を体系化した能力成熟度モデル統合(CMMI: Capability Maturity Model Integration)レベル3以上の認証を取得していること、あるいは同等の組織能力を有すること。	-	CMMIレベル3とISO9001は、どちらでもソフトウェアの品質を担保するための組織能力を有することの証明であると思料します。システム構築のためのご調達においては、ISO9001とISMSについては必須要件となっておりますが、CMMIレベル3以上については、必須要件として求められるケースはなくなってきております。調達の間口を広げるため緩和いただくか、任意項目として技術的な加点項目にさせていただくようご検討いただけないでしょうか。	○ ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正後】 組織がプロセスをより適切に管理できるようになることを目的として遵守すべき指針を体系化した能力成熟度モデル統合(CMMI: Capability Maturity Model Integration)レベル3以上の認証を取得していること、あるいは同等の組織能力を有することが望ましい。
4	調達仕様書(案)	38	8.3.7	8.3.7 事業継続マネジメントシステムに関する事項 ICTインフラに対する保守サービス事業(情報システム及びネットワーク等の情報インフラを安全かつ安定した状態で提供するための製品保守、サービス)において、事業継続マネジメントシステム(Business Continuity Management System: BCMS)の国際規格である「ISO22301」の第三者認証を取得していること、又はこれと同等な組織能力を有していること。	-	左記は、運用設計及び運用時に必要な要件であると思料します。運用設計、運用を「ISO22301」を保有する組織の要員にて対応することで、プロセスが動き、プロジェクトとして補完できるものと考えております。同等な組織能力を保有していると認めていただけないでしょうか。	○ 運用設計及び運用時のみならず、提供される製品やサービスに対しても必要な要件となります。仕様書については、以下のように修正します。 【修正後】 事業継続マネジメントシステム(Business Continuity Management System: BCMS)の国際規格である「ISO22301」の第三者認証を取得していること、又はこれと同等な組織能力を有していること。

5	調達仕様書 (案) 別紙1	13	1.1.5	1.1.5 管理すべき指標 (1)管理すべき指標	-	(1)管理すべき指標には稼働率のSLA記載ありますが、外部の公開サイトという特性から、サイバー攻撃等不測の事態への対応が求められる場合が考えられます。迅速な対応が必要なケースに備え、駆け付け時間のSLOを設けることで保守要員の適切な人員配置を計画することができると考えます。駆け付け時間の目標値を追記いただけますようご検討いただけないでしょうか。	-	駆け付け時間の設定は行わないことといたします。ご指摘いただきましたサイバー攻撃等不測の事態が発生した場合は、財務省から受託者へ第一報を入れさせていただきますので調達仕様書 5.1.特記事項を満たすように体制のご準備をお願いします。また、ハードウェア等機器の障害時には、要件定義書 1.3.11.(1) ③(イ)に従い対応をお願いします。
6	調達仕様書 (案)	16	4.11	4.11 その他 (2).(1).の資源提供後に、現行システムの保守事業者によるアプリケーション予防保守ならびにアプリケーション改善及び仕様変更等を目的として資材が改版された場合には、財務省を通じて現行システムの保守事業者から提供される改版された資材に基づき、受託者が改修中の資材に対して改版された内容を反映する必要があることに留意すること。なお、資材の改版は不定期に行われるため、反映時期については財務省の担当者及び保守事業者と協議の上、改版の反映を速やかに実施すること。なお、想定している予防保守規模は、1Kstep/年であり、アプリケーション改善及び修正規模は、3Kstep/年である。	-	どの時点までに保守事業者がリリースした資産を稼働時点で取り込んでいなければならないといった目安はあるか。	-	保守事業者をお願いする改修案件は現在調整中ですので、確定した情報をお伝えすることは困難です。ご提案内容をご検討する際に、開発資産を凍結す時期(以下、「静止点」という)が必要であることは理解しています。目安であることをお断りさせていただいたうえで、想定する静止点は令和5年7月頃と考えています。
7	調達仕様書 (案) 別紙1	28	1.3.2	1.3.2 システム方式に関する事項 (1)本システムの構成に関する全体の方針 No.3アクセス方式 【運用保守事業者】 1.1.4 場所等 にて定めた業務実施場所に運用保守専用 LAN を構築する。他のネットワーク(DBサブシステム用ネットワークなど)とは物理的に接続してはならない。	-	運用保守作業において、運用保守専用 LAN以外からの接続は許されないという理解でよいか。	○	セキュリティを確保した上でデータに関係しない作業(例、クラウド環境の基盤運用保守(稼働監視、修正・パッチの適用、インシデント管理等))に限り、受託者の施設、運用サービス等からの接続を可とします。 【修正後】 1.1.4. 場所等 にて定めた業務実施場所に運用保守端末における専用 LAN を構築する。本専用LANは、隣接して敷設している他のネットワーク(DBサブシステム用ネットワークなど)とは物理的に接続してはならない。 また、1.1.4.(1)業務の実施場所 補足欄に以下を記載いたします。 セキュリティを確保した上でデータに関係しない作業(例、クラウド環境の基盤運用保守(稼働監視、修正・パッチの適用、インシデント管理等))に限り、運用サービス等からの接続を可とする。 運用サービス等とは、提案するクラウドの特性やサービス仕様を考慮した監視および運用を提供し、トラブル発生の予兆検知、未然防止に重点を置くことで、システムの安定稼働ならびに運用負荷軽減を支援するサービスをいう。
8	調達仕様書 (案) 別紙1	37	1.3.10	1.3.10 情報セキュリティに関する事項 (2)情報セキュリティ管理 No.2情報管理 *情報は原則として業務場所からの持ち出しを禁止し、業務場所以外に持ち出す場合は、事前に所定の手続きをとること。	-	業務場所は1.1.4.場所等で示している場所のみを指すという理解でよいか。	-	ご理解の通りです。調達仕様書 4.5.(5)で述べているように、開発環境は受託者にてご用意をお願いします。 なお、項番7でご回答したように、データに関係しない業務に限り、1.1.4. 場所等で示す場所以外からの作業も可とします。

9	調達仕様書 (案) 別紙1	38	1.3.11	1.3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1)前提条件 ①クラウド環境に係る前提条件 (ウ)共用環境でのサービス提供とするが、クラウド操作画面へアクセスするIPアドレスを制御できる機能を有すること。また、財務省内からクラウド環境に対してVPNでの接続が可能であること。	-	財務省内と記載があるが、千代田区内施設という理解でよいか。	○ ご理解の通りです。以下のように修正します。 【修正後】 (ウ)共用環境でのサービス提供とするが、クラウド操作画面へアクセスするIPアドレスを制御できる機能を有すること。また、千代田区内施設からクラウド環境に対してVPNでの接続が可能であること。
10	調達仕様書 (案) 別紙1	43	1.3.11	1.3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2)クラウドサービスの構成 OS6【地図連携機能】 OS7 地図サービスをベースとした地図システム機能ピンデータの表示: ・ 住所情報を元に地図上にピンを立てることが可能であること。 ・ ピンの色はデータの種類によって複数の色に分けられること。 ・ ピンにカーソルをあてると、吹き出しに施設名が表示されること。 OS7【地図機能】 地図サービス	-	地図機能として最低限必要な機能は、ホームページに記載の「国有財産一件別情報地図画面」の全てになるということでしょうか。	○ ご認識の通りです。 なお、同等の操作が可能であれば、ユーザが行う操作(マウスをドラッグする、[+]ボタンをクリックするなど)は変更いただいても構いませんが、その場合は、要件定義にて財務省と協議の上決定することといたします。 要件定義書には、以下のように追記します。 【修正後】 地図機能として最低限必要な機能は、現行システムのヘルプページに記載の「国有財産一件別情報 地図画面」とする。なお、同等の操作が可能であれば、ユーザが行う操作(マウスをドラッグする、[+]ボタンをクリックするなど)は変更可とするが、その場合は、要件定義にて財務省と協議の上決定することとする。
11	調達仕様書 (案) 別紙3	2	(2)	(2)インシデント対応 対応を依頼されたインシデントについて対処を行う。インシデント件数は、2件～3件/年を想定している。受託者は、インシデントの内容を確認し、影響度、重要度及び緊急度の判断等の一次切り分けを行うこと。対処方法については、財務省と協議の上、決定すること。	-	インシデント発覚から、何分以内に作業場所へ駆けつけなければならぬ等のSLAはあるか。	- 項番5を参照なさってください。
12	調達仕様書 (案) 別紙1	12	1.1.3	1.1.3 時間・時期 表の列「実施・提供時間」の行「通常期」「繁忙期」に記載されている時間が「9:30～18:15」	-	調達仕様書(案)p8の1.4.8. 運用時間帯の「運用窓口受付時間」の定義(9:00～18:00)と異なっているため、整合性を取るべきと考えます。	○ 以下のように修正します。なお、財務省、財務局・事務所で業務時間が異なるため、業務時間帯とは別に運用時間帯を定めています。 【修正後】 通常期 9:00～18:15 繁忙期 9:00～18:15
13	調達仕様書 (案) 別紙1	13	1.1.4	1.1.4 場所等 (2)諸設備、備品 本システムの運用保守事業者(受託者)は、業務において必要となる機材類(運用保守端末、机、椅子等の什器、パーテーション等)についても、本調達の範囲で準備し、適正な管理をすること。	-	前項(1)で定義される「千代田区内施設 SE室」に、財務省殿準備で用意される設備(例:空調/電源コンセント有無/回線工事の可否など)をご教示願います。	○ 1.1.4.(2)に千代田区内施設SE室の諸設備、備品を追記します。 千代田区内施設SE室に、空調、電源コンセント、内線電話はございますが、その他の業務において必要となる機材類等は受託者にてご用意をお願いします。

14	調達仕様書 (案) 別紙1	39	1.3.11	1.3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1)前提条件 ①クラウド環境に係る前提条件 (ケ)平日9:30～18:15のサポート窓口を提供すること。有事の際は、クラウドサービスのエンジニアよりメール、電話または両方での通知が可能なこと。	-	調達仕様書(案)p8の1.4.8. 運用時間帯の「運用窓口受付時間」の定義(9:00～18:00)と異なっているため、整合性を取るべきと考えます。	○	記載誤りのため、以下のように修正します。 【修正後】 (ケ)平日9:00～18:00のサポート窓口を提供すること。有事の際は、クラウドサービスのエンジニアよりメール、電話または両方での通知が可能なこと。
15	調達仕様書 (案) 別紙1	39	1.3.11	1.3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1)前提条件 ①クラウド環境に係る前提条件 (ス)本システムの移行開発事業者、設計・開発事業者及び運用・保守事業者と密な調整を行い、円滑な作業を実施すること。	-	調達仕様書5.1章の体制定義の中では、「移行開発事業者」「設計・開発事業者」「運用・保守事業者」の定義はなされておらず、すべて「本調達受託事業者」になると考えられるため、以下の記載に修正したほうが良いと考えます。 「本システムの受託事業者と密な調整を行い、円滑な作業を実施すること。」	○	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正後】 (ス)本システムの関連事業者と密な調整を行い、円滑な作業を実施すること。関連事業者とは、調達仕様書「表1. 調達案件及び関連調達案件について」の受託者とする。
16	調達仕様書 (案) 別紙1	40	1.3.11	1.3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1)前提条件 ②ハードウェア等機器に係る前提条件 (イ)なお、本番稼働までの間にセキュリティパッチ等のセキュリティ対策が必要となった場合も、移行開発事業者との調整を行い速やかに対応すること。	-	調達仕様書5.1章の体制定義の中では、「移行開発事業者」の定義はなされておらず、「本調達受託事業者」になると考えられるため、以下の記載に修正したほうが良いと考えます。 「なお、本番稼働までの間にセキュリティパッチ等のセキュリティ対策が必要となった場合も、本システムの受託事業者内で移行作業との調整を行い速やかに対応すること。」	○	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正後】 (イ)なお、本番稼働までの間にセキュリティパッチ等のセキュリティ対策が必要となった場合も、本システムの受託事業者内で調整を行い速やかに対応すること。
17	調達仕様書 (案) 別紙1	40	1.3.11	1.3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1)前提条件 ③製品保守サービスに係る要件 (イ)ハードウェア等機器に対する障害については、平日開庁日(9時から18時15分)の間対応が可能なこと。また、現地対応体制としては、障害の発生または、財務省の求めに応じて、60分以内に保守員等を到着させることが可能なこと。	-	当該の仕様を満たすためには専任の保守員を待機させる必要があるため、「60分以内に保守員等を到着させること」を「速やかに保守員等を到着させること」に変更いただくことは可能でしょうか。	○	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正後】 (イ)ハードウェア等機器に対する障害については、平日開庁日(9時から18時15分)の間対応が可能なこと。また、現地対応体制としては、障害の発生または、財務省の求めに応じて、速やかに保守員等を到着させることが可能なこと。
18	調達仕様書 (案) 別紙1	51	1.3.12	1.3.12 テストに関する事項 (1)テストに関する要件 ④テストの実施 またテストデータは、現行システムの本番環境から抽出したデータ活用する場合は、財務省の指示に従いマスク化して準備すること。	-	セキュリティの観点から、本調達受託者は現行本番データの抽出作業が行えないと考えられるため、以下の記載に修正いただくことは可能でしょうか。 「またテストデータは、現行システムの本番環境から抽出したデータ活用する場合は、財務省の指示に従い、(現行)保守事業者に抽出・マスク化したデータの取得依頼を行い、そのデータを利用すること。」	○	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正後】 なお、現行システムの本番環境から抽出したデータを活用する場合は、受託者は財務省に依頼し、財務省は現行運用事業者・保守事業者にデータ抽出作業を依頼する。財務省がデータを受け取り受託者に渡すので、受託者がマスク化して準備すること。

19	調達仕様書 (案) 別紙1	56	1.4	1.4 監視及びサービスレベル項目一覧 (2)サービスレベル項目(案) 表 サービスレベル項目(案)の「本番環境の運用窓口受付時間」「本番環境の運用作業時間」の表である「9:00～18:00」	-	1.1.3.章 業務の時期・時間の定義内容(9:30～18:15)と異なっているため、整合性を取るべきと考えます。	-	項番12を参照なさってください。
----	---------------------	----	-----	--	---	---	---	------------------